

## 平成 30 年度 自己点検自己評価

看護師養成所における学校評価（自己点検・自己評価）は学校教育法、学校教育法施行規則に基づき平成 19 年に適応され、平成 23 年に行われた看護師等養成所の運営に関する指導要領の一部改正により、養成所は教育活動その他の養成所運営状況について、自ら評価を行いその結果を公表することとなりました。

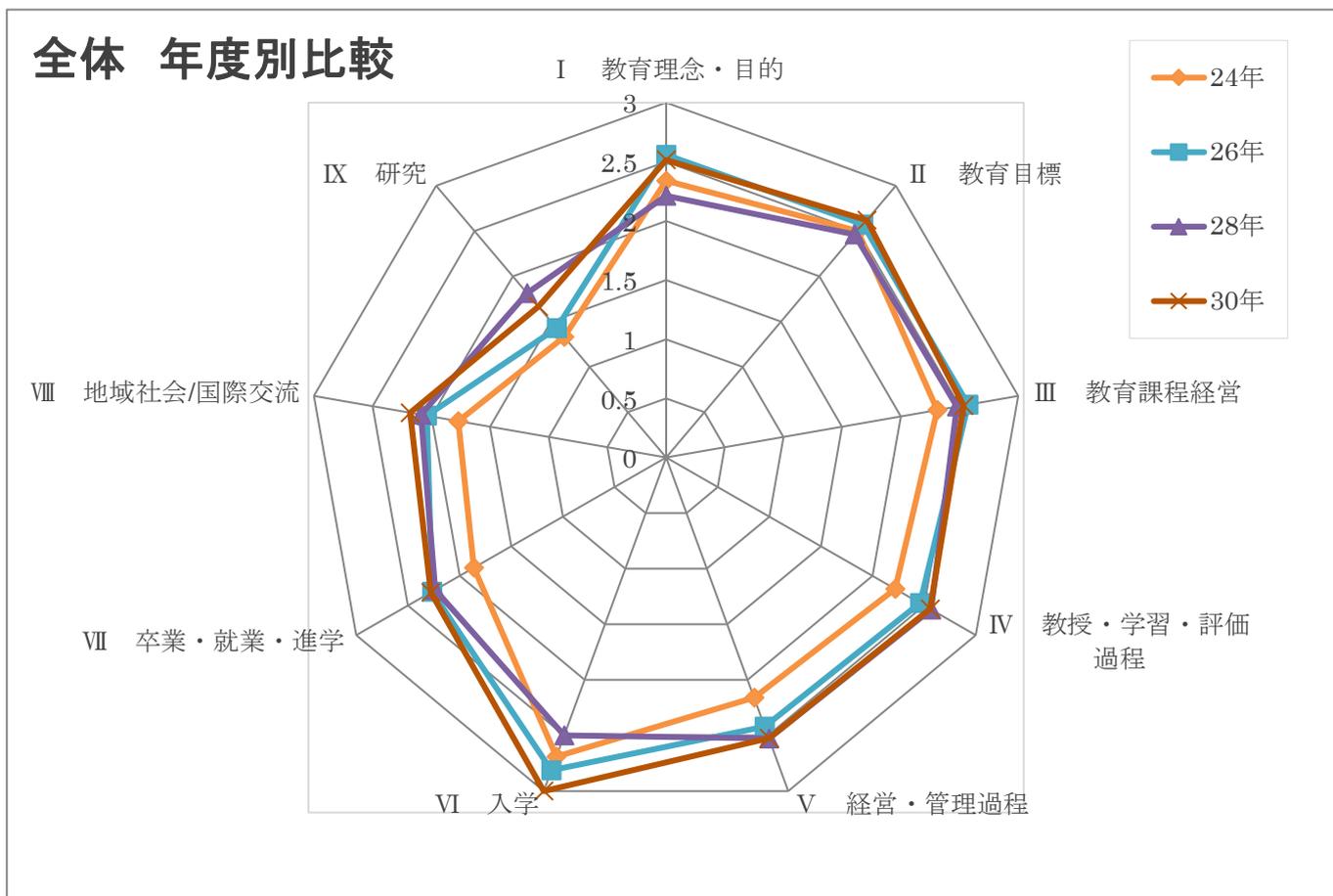
自己点検自己評価は看護師養成所において質の高い人材育成のために「教育水準の維持、向上」「創意工夫のある教育の追及」をするために行うものです。

当校では、厚生労働省の指針である「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書に基づき、平成 24 年から教職員を対象とした評価を実施しています。

この度、30 年度に行いました自己点検自己評価の結果について報告します。

### 自己点検自己評価の結果

厚生労働省の指針である「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」に基づく評価（カテゴリ 9 領域、125 項目）を行い、点検項目の評価は「3：当てはまる」「2：やや当てはまる」「1：当てはまらない」としてカテゴリごとに平均点を求めた。



	I 教育理念 目的	II 教育目標	III 教育課程 経営	IV 教授 学習 評価過程	V 経営 管理過程	VI 入学	VII 卒業 就業進学	VIII 地域社会 国際交流	IX 研究
24年	2.34	2.5	2.31	2.22	2.16	2.69	1.86	1.77	1.33
26年	2.56	2.57	2.57	2.46	2.42	2.81	2.27	2.04	1.43
28年	2.21	2.46	2.48	2.57	2.53	2.50	2.24	2.09	1.81
30年	2.52	2.62	2.54	2.56	2.53	3.00	2.28	2.18	1.67

教職員を対象にした自己点検自己評価を行い7年目となった。開始当初に比較し、＜IV教授・学習・評価過程＞＜V経営・管理過程＞＜VI入学＞は改善され、0.3～0.4ポイント上昇している。

特に、＜IV教授・学習・評価過程＞のなかでは、授業評価を導入したことで目標達成に向けてフィードバックがされ、授業が改善されていると評価できる。＜V経営・管理過程＞は、設置者の意思・指針、組織体制は上昇しているが、施設設備の整備、養成所の運営計画と将来構想については「やや当てはまる」との回答が全体を占め、改善が必要であることが伺える。また、教職員が研究に取り組めるような体制を整えていくことも必要である。

今後、カリキュラム改正が2022年4月施行であることを控え、現状の教育課程を評価していくためには、卒業生の就業先での評価の把握、活動状況の等の把握を行う必要があると捉えている。今後は、継続的に教員一人一人の教育力の向上をはかり、学生の成長支援に関わりたいと考えている。